

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	
(1)非住宅部分の用途が工場等のみの場合	単位（円）
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000